

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（令和2年6月11日京都市条例第 7 号）
（行財政局人事部給与課）

職員が新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に従事する場合における特殊勤務手当の額の特例を定める必要があるため、次の措置を講じることとしました。

職員が新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務であって別に定めるものに従事する場合における特殊勤務手当の支給については、当分の間、別表第3保健医療業務手当の項中「1,500円」とあるのは、「4,000円」とすることとしました。

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の京都市職員給与条例附則第13項の規定は、令和2年1月27日から適用することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 7 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に係る特殊勤務手当の額の特例)

- 13 職員が新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務であって別に定めるものに従事する場合における特殊勤務手当の支給については、当分の間、別表第3保健医療業務手当の項中「1,500円」とあるのは、「4,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都市職員給与条例附則第13項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

(行財政局人事部給与課)